

保護観察官の採用案内

1 保護観察官の職務の内容、身分、給与

(職務) 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識をいかし、「更生保護法」(平成19年法律第88号)その他の関係法令に基づき、保護観察その他犯罪をした者や非行のある少年の更生保護及び犯罪の予防並びに犯罪被害者等の施策に関する業務に従事します。

(身分) 身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し傷病に際して給付等が受けられるほか、厚生年金制度の適用等の制度が整備されています。

(給与) 行政職俸給表(一)が適用され、俸給月額(基本給に相当)は、行政職俸給表(一)初任給基準表の専門職(大卒二群)の区分を基礎とし、採用者の経験年数と同程度の経験年数を有する更生保護官署職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用者の経歴や能力等を考慮して決定されます。保護観察官には俸給の調整額が加算されます。

本募集では、行政職俸給表(一)3級の保護観察官を募集します。

(例:10年程度の経験年数を有する場合の俸給の月額は306,400円です(令和8年8月現在・俸給の調整額含む)。

また、毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当(勤務庁所在地により異なる)、通勤手当、住居手当等)が支給されます。

2 勤務時間・勤務地等

(勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年間20日)等の休暇制度があります。ただし、夜間勤務、休日勤務等の宿日直勤務を含む不規則勤務を行う場合があります。

(勤務地) 採用予定庁での勤務のほか、地方更生保護委員会や他の保護観察所等で勤務する機会があります。

なお、異動は、原則として選考を行った関東地方更生保護委員会事務局及び同地方更生保護委員会管内の保護観察所を中心に行われますが、昇任に応じて異動の範囲は広がります。

(昇任) 保護観察官として職務に従事した後、勤務成績に応じて統括保護観察官、首席保護観察官、保護観察所長等に昇任する可能性があります。

(研修) 採用後の適当な時期に新任の保護観察官を対象とする研修を受講するほか、その後も保護観察官としての勤務経験や職務に応じた研修を受講する機会があります。

3 採用案内

(採用予定) 令和9年1月1日付け(予定)で、長野保護観察所で1名採用する予定です。

(求める人材像)

- (1) 犯罪をした者や非行のある少年の円滑な社会復帰とその指導など、公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者

- (3) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- (4) 心理学、教育学、福祉、社会学等に関する専門的知識を有し、面接等を通じて被面接者等が有する問題性等を把握する業務の経験を有する者

(応募資格) 次の要件を満たす必要があります。詳しくは応募先にお問い合わせください。

以下の(1)又は(2)を満たすこと。

(1) 大学卒業以上

ア 大学卒業以上の学歴を有すること、又は大学を卒業した者と同等と認められる資格を有すること。この場合において、「大学を卒業した者と同等と認められる資格を有する」者は、平成23年人事院公示第18号の2の一に該当する者とする。

イ 採用予定日時点で民間企業、官公庁、国際機関等において、8年以上の職務経験を有すること。ただし、修士修了等、学士より上位の学歴を有する者にあつては、その正規の修業年限を職務経験の年数に換算することができる。

(2) (1) 以外

ア 高校卒業以上の学歴を有すること、又は高校を卒業した者と同等と認められる資格を有すること。

イ 公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士又は社会福祉士のいずれかの資格を有すること

ウ 採用予定日時点で民間企業、官公庁、国際機関等において、高等学校を卒業した者にあつては12年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者にあつては10年以上の職務経験を有すること

(選考方法) 選考は、(1)書類選考、(2)（書類選考の合格者に対する）関東地方更生保護委員会における面接により行われます。採用は、面接合格者の中から決定されます。

(応募ができない者) ※次のいずれかに該当する者は応募できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者

②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）

(応募手続・応募期間・面接日程・問合せ先等) 別紙「応募手続等」を参照してください。

(別紙)

応 募 手 続 等

1 応募用紙の請求先・応募先

関東地方更生保護委員会 (請求先、応募先)	〒330-9725 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 Tel (048) 600-0181
--------------------------	--

※ 応募用紙は当庁ホームページからダウンロードできますが、印刷できない等の理由から用紙請求する場合は、封筒の表に「保護観察官応募用紙請求」と書き、必要な切手（110円分）を貼った返信用封筒（返信のための宛先を明記すること）を同封し、上記の請求先である関東地方更生保護委員会宛てに送付してください。

2 申込方法

履歴書（当庁様式で作成してください。記載例をよく確認の上、御記入ください。）及び志望理由書を、上記の応募先である関東地方更生保護委員会へ、郵送又は持参で提出してください。

なお、受験に際し、身体等に障害があるため特に何らかの配慮を希望される方は、受験申込時にその旨を申し出てください。

3 応募期間

令和8年9月7日（月）から令和8年10月16日（金）まで（応募書類必着）

4 面接の会場・日程

	会 場	日 程
一次面接	関東地方更生保護委員会	令和8年10月29日（木）
二次面接	関東地方更生保護委員会	令和8年10月29日（木）

※ 書類選考合格者に対し、10月21日（水）頃までに、連絡をする予定です。

5 採用予定庁、採用予定数及び必要な実務経験年数

採用予定庁	採用予定数	必要な実務経験年数
長野保護観察所	1名	採用案内の3の（応募資格）のとおり

※ 職務内容や勤務形態によっては、実務経験年数として換算されない場合があります。

6 選考の結果

個別に通知します。